新学習指導要領保健体育科編における体育理論の変遷に関する研究
―2008 年・2009 年改訂に着目して―
A study on the Historical Changes of Theories P.E. that is on the New National Curriculum of P.E. in Japan. ―With Focus on the Revision in 2008, 2009.―

1K08B128-5　中馬陽介

指導教員　主査　友添秀則　先生　　副査　深見英一郎　先生

【問題の所在】

今日の日本では、子どもたちの体力の低下傾向に歯止めがかかりつつあるが、未だに子どもたちの体力の低下が懸念されている。このような現状において、2008 年中学校学習指導要領、2009 年高等学校学習指導要領が改訂され、それにあわせて保健体育科の改訂も行われた。今回の改訂により、身体活動を伴わない「体育理論」が重視され、指導内容の明確化が図られたとともに、授業時数が定められた。

これまでの学校体育において、「体育理論」の授業実施状況は低調なものであり、学校現場においては、軽視されてきたといっても過言ではない。このような状況にあった「体育理論」が今回の改訂で重視されることとなったのには、どういった経緯があったのか。また、1998 年、1999 年の学習指導要領から、今回の学習指導要領改訂によって、「体育理論」がどのように改訂され、どのように位置づけられたのか。そして、これからの「体育理論」に何が求められているのかを本研究で検討していく。

【本研究の目的】

これまでの学校体育の中で、「体育理論」がどのような扱いをされてきたか、また、2008 年中学校学習指導要領改訂、2009 年高等学校学習指導要領改訂によって、「体育理論」がどのように改訂されたかを明らかにすることで、なぜいま「体育理論」が重視されたのか、これからの「体育理論」に何が求められているのかを考察する。

【各章の概要】

＜第一章＞

1947 年に出された「学校体育指導要綱」から、社会の変化にあわせて改訂を繰り返してきた「学習指導要領」における「体育理論」の内容についてまとめ、学校体育における「体育理論」の変遷について述べる。

次に、「知識基盤社会」の時代と示した 21 世紀における、教育基本法や学校教育法の一部改正、社会の変化、児童生徒の課題などの、2008 年、2009 年に学習指導要領改訂の背景と経緯についてまとめる。また、保健体育科の改訂について触れ、学校体育において、体つくりや体力向上だけでなく、知識を身につけることが求められていることについても述べる。

＜第二章＞

1998 年中学校学習指導要領保健体育科編に示されている「体育に関する知識」の内容と、その取り扱いについてまとめる。次に、2008 年中学校学習指導要領保健体育科編に示されている「体育理論」の内容と、その取り扱いについてまとめる。それらを比較し、2008 年の改訂により、「体育理論」の指導内容が整理され、明確化されたことについて述べる。

＜第三章＞

1999 年高等学校学習指導要領保健体育科編に示されている「体育理論」の内容と、その取り扱いについてまとめる。次に、2009 年高等学校学習指導要領保健体育科編に示されている「体育理論」の内容と、その取り扱いについてまとめる。それらを比較し、2009 年の改訂により、「体育理論」の指導内容が整理され、明確化されたことについて述べる。

＜第四章＞

2008 年、2009 年の改訂により、「体育理論」がこれまで以上に重視され、指導内容が体系化・明確化されて示されたことを、改訂の特徴としてまとめる。

1990 年代に入り、学校教育の現場において教育の成果が問われ、教育のアカウンタビリティーが求められたことに伴い、学校体育においても、体育のアカウンタビリティーを果たすことが可能な体育へと、改革がなされたという背景に触れ、なぜ学校体育において「体育理論」が重視されたのかについて明らかにする。また、これからの「体育理論」には、単に知識を指導するだけでなく、次の段階を見据えて、専門的な研究領域につながるような指導の必要性があることについても述べる。

【今後の課題】

2008 年、2009 年の改訂により、「体育理論」の指導内容やその取り扱いに関しては、明確に示されることとなったが、学校現場において、どのように指導をすれば良いのか、どのような教材を使えば良いのかといった、具体的な指導方法や内容については十分な理解がなされていないのではないだろうか。

今後、現職の教師に対する研修の充実が求められることはもちろんのこと、大学において「体育理論」の意義を学ばせ、さらに、指導力を身に付けさせていくような、教師教育の変革が求められるであろう。